

Weekly コラム

平成 30 年 10 月 30 日

〒541-0055 大阪府中央区船場中央 2-1

船場センタービル 4 号館 4 階

船場経済倶楽部

Tel 06-6261-8000

(NPO 法人 SKC 企業振興連盟協議会)

Fax 06-6261-6539

人の輪・衆智・繁栄

活動方針



当団体は、異なる業種の経営者が相集い、力を合わせ、自らの研鑽と親睦を通じて、斬新な経営感覚と新たな販売促進を創造して、メンバー同士でより健全な事業所とその事業所のイメージアップを図り、地域社会に貢献できる事業所となることを目的とする。

法人が支払った 義援金等に係る取扱い

災害の発生により、法人が、被災された方を支援するために支払った義援金や見舞金等については、税務上、以下のように取り扱われます。

(1) 支払った義援金について

イ 被災地の地方公共団体に設置された災害対策本部に支払ったもの
被災地の地方公共団体に設置された災害対策本部に対して支払った義援金は、「国等に対する寄附金」に該当し、その全額が損金に算入されます。

ロ 日本赤十字社や中央共同募金会に支払ったもの

日本赤十字社や中央共同募金会に対して支払った義援金についても、その義援金が最終的に地方公共団体(義援金配分委員会等)に対して拠出されることが募金趣意書等において明らかにされているものは、「国等に対する寄附金」に該当し、その全額が損金に算入されます。

ハ 被災地の救援活動等を行っているNPO法人に支払ったもの

そのNPO法人が、「認定NPO法人等」に該当し、支払った義援金はその認定NPO法人等が行う特定非営利活動に係る事業に関連するものであるときには、その義援金は「特定公益増進法人に対する寄附金」に該当し、その損金算入限度額の範囲内で損金の額に算入されます。また、公益社団法人・公益財団法人に義援金を支払った場合(その法人の主

たる目的である業務に関連するものに限る。)も同様です。なお、認定NPO法人等でないNPO法人や、職場の有志で組織した団体などの人格のない社団等に支払った義援金は一般の寄附金扱いとなります。

ニ 募金団体に支払ったもの

募金を取りまとめる募金団体に支払った義援金についても、その義援金が、最終的に地方公共団体に拠出されるものであれば、「国等に対する寄附金」に該当し、その全額が損金に算入されます。

(2) 被災した取引先に対する見舞金等について

イ 取引先等に対する災害見舞金

法人が、被災した取引先に対し、被災前の取引関係の維持・回復を目的として、災害を受けた取引先が通常の営業活動を再開するための復旧過程にある期間において支出する災害見舞金は、交際費等には該当せず損金の額に算入されます。

ロ 自社製品を被災者に提供した場合

不特定又は多数の被災者を救援するために緊急に行う自社製品等の提供に要する費用は、寄附金や交際費等には該当せず、広告宣伝費に準ずるものとして損金の額に算入されます。



記事の内容に関するお問い合わせは事務局までご連絡ください。